

バークとアメリカ植民地問題 : 1766-1770 [II]

— タウンゼンド諸法を中心に —

真 嶋 正 己*

Burke and the American Crisis: 1766-1770 [II]

— On the Townshend Acts —

Masami MAJIMA *

The American Affairs was one of the political subjects in which Edmund Burke(1729-97) got deeply involved as a member of the House of Commons. In this paper, I take up his speeches and writing (*Observations on a Late State of the Nation*) during the Townshend Acts crisis in order to comprehend his assertion and its meaning in an actual political context.

We notice from his arguments that Burke's criticism of the Townshend Acts was moderate upon the whole, and that he repeatedly laid great emphasis upon the meaningful fact that the Stamp Act was repealed in 1766. Admitting that his stance was partly influenced by the political situation over American colonies and the political environment in which he was placed, we can conclude as follows: That Burke denounced the Townshend Acts by his redefining the meaning behind the fact that the Stamp Act was repealed, and furthermore he intended to reestablish the relations between Great Britain and American colonies on the basis of 'artificial commerce'.

Key Words (キーワード)

Edmund Burke (エドマンド・バーク), American Affairs (アメリカ問題), Townshend Acts (タウンゼンド諸法), Stamp Act (印紙法), Declaratory Act (宣言法)

1. はじめに

1765年3月22日グレンヴィル(George Grenville, 1712-70)の強力な指導の下に制定された印紙法に端を発する印紙法危機は、翌1766年3月18日ロッキンガム内閣の下で当の印紙法が撤廃されたことで終息し、アメリカ植民地内もひとまず平静を回復することとなった。この点で、印紙法の完全撤廃は植民地側にとって大勝利といえるものであったが、ブリテンのこの譲歩はあくまで一時的・便宜的なものに過ぎず、火種は依然として残されたままであった。当時ブリテンでは、ブリテンとアメリカ植民地とは保護・服従の関係にあり、

アメリカ植民地が本国議会の課税権に服するのは当然であるとの考えが支配的であった。実際、印紙法が撤廃されるに際して、本国議会の立法権の至高性を高らかに謳った宣言法がそれに先立ち当然のごとく可決されたのはこのことを明瞭に左証する。しかし、当初、植民地において宣言法はその象徴的・宣言的性格のゆえにあまり関心を払われることはなかったが、1767年の6月から7月にかけて一連のタウンゼンド諸法が制定されるや、課税権をめくり先にも増して激しい反対闘争が植民地で巻き起こることになる。

本稿では、印紙法撤廃を中心に検討した[I]に続き、タウンゼンド諸法危機を中心に、その中で

* 呉大学社会情報学部 (Faculty of Social Information Science, Kure University)

展開されたバーク (Edmund Burke, 1729-97) の言説を実際の政治文脈の中に置いて跡づけ、それがもつ意味内容を検討する。¹⁾

2. タウンゼンド諸法制定とアメリカ植民地

印紙法撤廃に成功したロッキンガム内閣は、その他にリンゴ酒税の是正やウィルクス騒擾に端を発する一般逮捕令状の無効決議といった治績を残しはしたものの、²⁾ 脆弱な内閣基盤のゆえに瓦解を余儀なくされ、その後継内閣として1766年7月30日ピット政権が大きな期待の下に発足した。しかしながら、党派という党派を嫌悪していたピット (William Pitt, 1708-78) は党派に関係なく能力のある政治家を主メンバーとした組閣を意図したが、必然的にそれは、後年バークが「市松模様のように極端に入り組んだ内閣」³⁾ と揶揄したように、それなりに実力を有したものの、信念や立場をかなり異にする政治家の混成に過ぎないものであった。

しかも彼は、心身において重大な問題を抱え、その不安から政権発足直後の同年8月に受爵してチャタム伯 (Earl of Chatham) となり、玉璽尚書として政権を担当しようとしたが、却って人気を落とす結果となり、痛風の悪化に加えて、心身症が進行する中で政治への熱意を次第に失っていった。そのため第一大蔵卿の地位にあったグラフトン公 (Duke of Grafton, 1735-81) がその代役を務めることになったが、ピットに当然期待された強力なリーダーシップは彼に望むべくもなく、内閣の混乱に拍車がかかる中で主導権を握り事実上の首相として内閣を切り盛りするようになったのが、大蔵大臣のC. タウンゼンド (Charles Townshend, 1725-67) であった。

1747年22歳の若さで下院議員となったタウンゼンドは、1749年から1754年にかけて商務庁に籍を置いた後、商務長官、陸軍長官、海軍長官、陸軍支払長官といった要職を歴任した。そのため彼は、植民地問題だけでなく、財政問題にも通曉していたとされる。その彼が1767年に一連のタ

ウンゼンド諸法を制定した直接のきっかけは、同年2月末、下院に提出された予算案が反対され、地租の税率が1ポンドにつき4シリングから3シリングに修正されたところにある。それにより政府は50万ポンドに及ぶ税収ダウンを来すことになったが、それ以前から常々彼の頭にあったのは、グレンヴィルと同様、アメリカ植民地から歳入を上げるとともに、植民地に対する統御・統制を強化すべきとの考えであり、印紙法の顛末は彼にそのことをさらに強く意識させた。⁴⁾

このタウンゼンド諸法は、もっぱら次の三つから構成される。その一は、ニューヨーク植民地議会の立法権を一時停止することを命じた議会停会法である。1765年に制定された軍隊宿営法によりアメリカ植民地はブリテンの駐留部隊に宿舍や糧食等を提供するよう求められていたが、駐留軍の本拠地といった性格を有したことからニューヨーク植民地の負担はことさら重く、ニューヨーク議会は、1765年12月、この宿営法に従うことを拒絶する決議を行ったのである。その後1766年5月には幾分態度を和らげ、アルコールを除く食料品を供給することに同意したものの、チャタム内閣より宿営法に完全に従うよう命じられたニューヨーク議会は憤然としてこれを拒絶、その懲罰措置としてタウンゼンドの手によって制定されたのが議会停会法である。⁵⁾

その二は、いわゆるタウンゼンド歳入法と呼ばれるもので、歳入の増加を直接の目的に、アメリカ植民地が輸入するワイン、磁器、塗料、紙、ガラス、茶といった日用品に対して輸入税を課すことを内容とした。これらの商品は、どれも当時のアメリカでは生産が不可能か、著しく困難なもので、もっぱらその輸入をブリテン本国に依存しており、この点でタウンゼンド歳入法は、外国製品の直接輸入を規制することを本来的目的とした従来の航海法とはまったく趣意を異にするものであった。しかも同法は、そうして得られた歳入でもって総督をはじめとしたアメリカ植民地における官公吏の俸給をまかなうことも併せて規定していた。

その三は、税関業務の強化を目的とした海関体制の整備・拡充である。そのため彼は、関税の確実な徴収を目的に監督機関としてアメリカ関税委員会をボストンに新設し、さらに、航海法の厳格な施行および徴税の効率化を目的に植民地海事裁判所をボストン、フィラデルフィア、チャールストン (Charleston) の三ヶ所に新たに設けた。

このようにタウンゼンド諸法の直接的な目的は、新たな関税によりアメリカ植民地から歳入を上げ、それまで植民地議会に一方的に依存せざるをえなかった官公吏に対し俸給を支払うことで、彼らが経済的に独立し現地から直接干渉を受けないようにするところにあった。⁶⁾ この点で植民地から歳入を上げることが彼の当座の目的であったが、関税という対外税を彼が採用したのは、激烈な反対闘争を引き起こした印紙法に比べ、砂糖法は渋々ながらも従われたという一般的な経験則による。しかしながら、彼の思惑とはまったく異なり、タウンゼンド諸法はアメリカ植民地に先にもまさる激烈な反対闘争を再び呼び起こすこととなった。明らかに、そこには印紙法制定から二年、砂糖法制定から三年という年月の経過が存したのである。

このタウンゼンド諸法に対する抵抗運動はアメリカ植民地が独立へと突き進む第二幕を構成するが、その口火を切り思想的な側面から抵抗運動に正当性を付与したのが、フィラデルフィアの著名な法律家 J. デイキンソン (John Dickinson, 1732-1808) である。彼は、1767年12月から1768年2月にかけて地元の新聞 *Pennsylvania Chronicle & Universal Advertiser* に12編からなる作者不詳の書簡を連載。これは後に『ペンシルヴァニアの一農夫の手紙』 (*Letters from a Farmer in Pennsylvania*) として刊行されることになるが、その主内容は、①ニューヨーク議会の立法権停止はアメリカ植民地の自由にとって有害かつ危険であり、その元となった軍隊宿営法は形を変えた植民地課税に他ならない、②本国議会は植民地の通商を規制することはできるが、対外税であっても、歳入を目的としたものは受容されえない、③そうして得られた

歳入の一部を植民地における官公吏の俸給に当てるというタウンゼンドの案は植民地の自治を根底から覆す、の三つに収斂される。このようにデイキンソンの議論は、植民地議会は自由の守護者であり、その保証人でもあるが、タウンゼンドの計画はまさにそうした植民地議会の基礎を危うくするとの考えに徹頭徹尾裏打ちされたものであった。しかしここでより重要なのは、印紙法危機の際に曖昧なままにされた対外税をめぐる問題について一定の区別がなされ、それにより反対闘争に弾みがつけられたことである。

そして、このデイキンソンの議論をよりラディカルな形で敷衍するとともに、抵抗運動を全植民地に行き渡らせる役割を果たしたのが、1768年2月11日マサチューセッツ議会により採択された「マサチューセッツ回状」である。各植民地に対してタウンゼンド諸法に一致協同して反対するよう促すことを目的としたこの回状は、「誠実に人が獲得したものは同意なしに「収奪」されないという権利は「基本法としてブリテンの国制に接ぎ木された自然に根ざす本源的にして不変的な権利」であること、ならびにあからさまな歳入増を目的とした同諸法は「彼ら〔植民地住民〕の自然権および国制上の権利を侵害する」⁷⁾ ([] 内引用者。以下同様。) ことを高らかに宣明した。

しかしながら、この回状がその後の抵抗運動に与えた影響は測り知れないものがあるが、この時期、植民地住民を憤然とさせ、植民地全体をして抵抗運動に邁進せしめたのは、むしろ本国政府の対応であった。1768年1月に新設の植民地担当国務大臣に就いた対植民地強硬派のヒルズバラ伯 (Earl of Hillsborough, 1718-93) は、同年3月マサチューセッツ議会に対し回状を撤回させるよう総督の F. バーナード (Francis Bernard, 1712-79) に命じるとともに、他の植民地総督に対しても議会で回状を討議させないよう命令した。これに対しマサチューセッツ議会は、92対17の反対多数で回状の撤回を拒否。バーナードは即座に議会で命じ、これを機に他の植民地でも回状が討議された場合、マサチューセッツの例に倣って議会

は順次停会の憂き目に遭った。

また、同年6月ボストンでは新着の関税委員が怒りに狂った群衆に襲撃され、命からがら避難するという事件が起こり、10月には秩序回復を名目に正規軍四個連隊が急派されたりもしたが、まさに本国政府のこうした強硬姿勢は、アメリカ植民地の不穏な情勢に対して火に油を注ぐこととなったのである。その結果、1769年末までにはブリテン本国でもタウンゼント関税を疑問視する声が高まり、ついに1770年4月12日グラフトン内閣の後を継いだノース内閣の下、茶税を除くすべてのタウンゼント関税が撤廃されたのだが、⁸⁾ 本国政府からそうした譲歩を引き出すのにもっとも有効性を発揮したのは、印紙法の場合と同様、本国に対する経済的圧力であった。

その中心をなしたのは本国商品に対する輸入停止運動である。1768年初頭からマサチューセッツを中心にタウン・ミーティング等で輸入停止の提案が支持されたりしていたが、それが植民地規模の広がりを持って行われるようになったのは、1769年5月ウィリアムズバーグ(Williamsburg)で輸入停止を約したヴァージニア・アソシエーションが採択されて以降のことである。そして、これにメリーランドやノースカロライナ、サウスカロライナといった植民地が続き、同年末までにはニューハンプシャーを除くすべての植民地で類似の誓約がなされたが、この輸入停止運動を下から支え、それに有効性を付与したのが、広範な民衆が参加した本国商品不買運動であった。⁹⁾ とはいえ、本国政府は植民地に対し再度譲歩したものの、譲歩が植民地側で展開された国制論や権利論ではなく、印紙法同様、自国の商人や製造業者の意向を考慮した結果であったことに留意する必要がある。

3. タウンゼント諸法とパーク

タウンゼント諸法案がブリテン議会で討議に付された1767年5月、パークは、アメリカ問題について二度演説を行っている。一つは、5月13日に

行われたニューヨーク議会停会法案についての演説であり、今ひとつは5月15日に行われたタウンゼント歳入法案についての演説である。まず5月13日の演説についてであるが、彼は、「アメリカに関する事柄が議会で再び議事に上がるのを、わたしは衷心遺憾の意をもってみている」と述べた上で、ニューヨーク議会停会法案を「暴力的で、不正にして効果なき」と批判し次の四点について異議を申し立てている。¹⁰⁾ すなわち、①議会停会法案は軍隊宿営法の完全な遵守を目的としているが、服従の強要を目的とした刑罰は本質的に議会制定法には馴染まない。②それは違反者に対する刑罰ではなく、罪のない者も含め、等しくすべての者を対象とする。③その施行は植民地に対して有する行政権を弱体化し、破壊し、さらには自らの権能を停止させることになる。④それは刑罰の濫用であり、行政権により法令を施行するための条項を工夫すべきである。

パークがこうした異議申し立てを行った根底には、③に端的に見出しうるように、議会停会法は本国議会の権能をことごとく損なうことになるといった考えが存するが、それは、議会停会法が「裁判所と議会をごっちゃに集め、法律と政治とを混同する」ものであり、ひいてはそうしたことが「行政権を立法権と誤って同一視する」¹¹⁾ ことになると思念されたことによる。

彼は、①の異議の中で、議会停会法が適用免除されて内実を欠くことにでもなれば、軍隊宿営法を強要するために議会停会法が制定されるように、それを強要するためにさらにもう一つ別の法令が制定されなければならなくなり、終いには「議会の権力と叡智は、世の嘲笑の回りをさまようであろう」¹²⁾ と述べている。さらにまた彼は、④の異議の中で、議会停会法の制定は軍隊宿営法より生じた問題を自ら解決するのではなく、むしろ植民地議会に助力を求めようとするものであり、そうした行いは植民地議会を「立法府に招き入れる」ものであるとなじっている。なぜならば、それは植民地議会を「従位者としてではなく、同位権力として扱う」ものであり、「アメリカ植民地

議会の力を弱めるのではなく、その無遠慮さ、横柄さを増進させる」¹³⁾ だけだからである。

しかし、いうまでもなく、ニューヨーク議会の不服従を批判するところにパークの真意があったのではない。問題の所在は、そうした事態を引き起こすことになった本国政府のやり方にある。ここで彼は「力」そのものを問題にする。「わたしは、あらゆる力に反対しているのではない。わたしは力を貯めておくのを好まないが、効果のない力を憎悪する。法は政策でもって制定されるべきであって、怒りでもってではない。」¹⁴⁾ 効果のない力の行使は逆に悪しき結果を生み出すにもかかわらず、チャタム内閣は無様にも見苦しい継ぎはぎを重ねているに過ぎない。「権限をいつ緩め、いつ強行するのか」、時宜・状況を見極めることが極めて重要であるが、「行政府の力および効能の一切」はまさにそうした自由裁量のうちにある。そして植民地の不服従については、一つひとつそれに反応するのではなく、「それ自体の執行を考慮して法令を組成」¹⁵⁾ (傍点、原文イタリック。) すべきことを主張している。

次に5月15日の演説であるが、その中でパークは、「さらに一層アメリカをぐらつかせ、……不易たる衡平と議会の叡智についての見解を弱める向きがある」¹⁶⁾ として、タウンゼンド歳入法案を批判している。しかしながら、その仕方は非常に穏和で、正面からそれを批判するのではなく、印紙法の撤廃ならびにそれをなしたロッキンガム前内閣を称揚することで同法案に非を入れる。

すなわち彼は、印紙法が撤廃されたのはまさに「植民地への一般課税が当時の植民地の情況にそぐわず、植民地が基づけられた通商政策の諸原理と一致しない」と考えられたことによるとした後、次のように論じる。「今あなた方の前に、あなた方が植民地の情況の相違あるいはあなた方自身の政策の変更を結論しうる、如何なる事実があるのか。否。それは、航海法における違反かどうかではなく、この王国の真の政策における違反かどうかである。」¹⁷⁾ 印紙法の撤廃はまさに「この王国の真の政策」に沿って断行されたのである。それゆ

え、時宜を得ない力の行使は国を誤らせる基である以上、タウンゼンド歳入法が歳入を上げるどころか、いたずらに自国の製造業者や商人を破滅の危機に至らしめた印紙法の轍を踏むであろうことは、彼にとって自明であった。しかし、彼は、それ以上批判することをせず、その後は「彼ら〔前内閣〕はこの国における自由の精神を元気づけ更新した」といい、また「通商を活気づけた」¹⁸⁾ と述べて、ただ印紙法撤廃が提起した意味を思い起こさせることに終始している。¹⁹⁾

次いでパークがタウンゼンド諸法について論ずるのは、翌1768年11月8日に行われた国王開会の辞に対する奉答演説においてである。この演説は、本国政府が「マサチューセッツ回状」の採択をきっかけに強硬姿勢を強めた結果、植民地側はそれに強く反発し、不穏な情勢が拡大・深化しつつある中でなされたものであるが、この演説についてラングフォードは、「アメリカ問題についてのロッキンガム派の見解」を説明するものであり、「他に取るべき政策についてあらましを述べるよりも、政府を厳しく非難することに一層努めている」²⁰⁾ と述べている。

この演説でパークは、「今アメリカにある騒動の一切は一様に政府の誤った処置により引き起こされてきて」おり、実に歳入ではなく「不満を高めるために制定された」²¹⁾ と述べて、タウンゼンド歳入法を批判している。そこには、印紙法撤廃が現今の無秩序の原因であるといった見解を一蹴し、それが「本院の賢明にして思慮深き行い」²²⁾ であったことを明らかにしようとの強い思いが伏在するが、何よりも彼は、印紙法を撤廃してからその口も渴かぬ内にタウンゼンド歳入法を制定するという、この即時的変節こそがアメリカをして心を離れさせた一大原因であると考えた。彼は、次のようにいう。「これ〔タウンゼンド歳入法案〕が下院に提示されたとき、わたしは心に抱いていた管見を述べた。わたしは、あなた方がアメリカから決してただの1シリングも見出しえないだろうとの予言が正しかったことを証するであろう。そこでわたしは、アメリカ人がわれわれと和する

ようになるのは、本院の票決や怒りに満ちた決議によってではなく、緩やかで落ち着いたやり方によってであると口にした²³⁾と、

このようにパークは、タウンゼンド諸法、就中その中核たる歳入法を下院にて批判してみせている。しかしながら、その力点は彌縫策に終始し混迷の度を深めさせた政府に対する批判、および印紙法を撤廃したことの意味の再措定に置かれており、タウンゼンド諸法そのものについては、印紙法の撤廃をめぐるなされた演説と比べて明らかに抑制的であるということが出来る。この点、一つにはアメリカ問題に対する国内の関心の低さを、今ひとつにはロッキンガム派の中であってパークが置かれていた政治環境を思量する必要がある。先にも述べたように、タウンゼンド歳入法が制定されたのは、直接的には地租税率の修正によって生じる歳入不足をどこからか補うよう求められたことによるが、国内にあっては何よりもそれは地方郷紳の過重な税負担を軽減するものと思念された。このことは、同法がさしたる反対もなく可決・制定されたことから明らかであるが、それはまた、議会在アメリカの状況にまったく無頓着で、歳入法がもたらす意味について思考するといった知的環境を欠如していたことと表裏の関係をなす。²⁴⁾

従って、政府のアメリカ課税政策が議会内外で支持を得、課税に対するアメリカの抵抗が極端に不人気な中で、野にあったロッキンガム派が政府と対峙する上で課税問題を取り上げることはまったく不得策であった。しかもウィルクス騒擾が政治の中心問題になるにつれ、ロッキンガムは旧敵グレンヴィルとの提携を志向するようになり、アメリカ問題はますます後景に退くこととなった。こうした錯綜した政治状況の中で、パークもまた党派の戦略を考慮するよう余儀なくされ、タウンゼンド歳入法に対して抑制的な批判に終始せざるを得なかったというのが実情である。²⁵⁾そしてまたこのことは、1770年3月にフース(Frederick North, 1732-92)により動議された茶税を除くタウンゼンド歳入法の廃止案が可決されたのを受けて

行われた同年5月9日の演説にも当てはまる。

この演説のパークの主たる目的は、アメリカ植民地政策についての政府の「継続した一連の狂気沙汰、無定見、愚行、怠慢」²⁶⁾を指弾するとともに、それにより植民地との関係が抜き差しならない危険な状態に追いやられたことを示すところにあった。そのため彼は印紙法撤廃からタウンゼンド諸法撤廃案が可決されるまでの経過を順を追って説明しているが、その中でもっとも重要なのは、印紙法が撤廃される際に基づかれた原理をまったく反古にする形でその後の歴史が推移したと彼が思量している点である。その原理とは、「宣言法で謳われたように「グレートブリテンの、植民地に対する立法権はあらゆる意味で無際限である」ものの、「植民地への課税権行使を控えることはこの国の真の政策である」²⁷⁾の一点である。そして、印紙法撤廃に見出される「この国の謙譲が彼らをして他の法令に抵抗するに際し同じような暴力を助長……するか、それともより一層進んで服従するよう作用するかは、時が経てば明らかになることだった」。²⁸⁾しかるに、その原理は次の会期で早々と遺棄され、その後は、「宣誓-課税-脅迫; 停会; 解散。諸決議。軍隊。すべては集積して一つのありふれた破滅の塊体となった」。²⁹⁾彼にとってまさにこれは、「この(王)国の真の政策」を放棄した当然の帰結であると想念されたのである。

以上パークが下院で行ったタウンゼンド諸法批判の内容を整理し、その特徴をみてきたが、それに引き続いて、以下では1769年2月に公刊された『現在の国情』論(Observations on a Late State of the Nations)の中で展開されている議論をみることにする。

4. 『現在の国情』論

「政界登場後のパークの最初の本格的な政治書」³⁰⁾である『現在の国情』論は、その正式名称を『現在の国情』と題された最近の刊行物についての所見(Observations on a Late Publication, intitled 'The

Present State of the Nation') といひ、グレンヴィルの熱烈な信奉者であり支持者であったW. ノックス (William Knox, 1732-1810) により 1768 年 10 月に刊行された『現在の国情』に反論を加えることを直接の目的としていた。それは、同書の目的がグレンヴィル派の主張を代弁し、グレンヴィル内閣時の施策を擁護・称揚するところであり、当然、その後継として印紙法撤廃をはじめグレンヴィルの採った政策をことごとく改廃したロッキンガム内閣を主たる攻撃対象としていたことによる。³¹⁾ それゆえまた、『「現在の国情」論』はロッキンガム内閣の擁護といった性格も併せもち、両者の応酬は必然的に多方面に及ぶことになるが、その中でアメリカ植民地問題、とりわけ印紙法をめぐる課税問題は当然にもその主テーマを構成する。³²⁾

1765 年 7 月グレンヴィルの後を受けて成立したロッキンガム内閣の性質についてパークは、「コモンウェルスを引き受けたとき、彼らがなすべきことで何が残っていたか、彼らの処理を破綻した一連の前施策に継ぎ合わせるのか、たとえ彼らにそうした向きがあったとしても、即座に姿を現し始めたこれら施策の破滅的特性は、それを許さなかったであろう³³⁾」として、ロッキンガムによって採られた政策は選択を許さぬぎりぎりの状況の中で「慎慮」により導き出されたものと措定している。

7 年戦争の結果、急激な悪化を示した財政の改善こそ焦眉の急と考えたグレンヴィルは、新しい財源をアメリカ植民地に求めて課税を行う一方、関税の確実な徴収を図るため海関体制の強化に努めた。彼のこうした強圧姿勢は、本国とアメリカ植民地とは保護・服従の関係にあり、本国議会の課税権に植民地が服するのは当然であると思念されたことによるが、内国税たる印紙法の制定に象徴的に示されるように、それは植民地政策の大転換を意味した。「有益なる怠慢」の下に広範な自治・自由を享受してきた植民地にとって、それはまさに青天の霹靂であった。パークは、「その幸福な享受の中で、彼ら〔アメリカ人〕は、権限の正確な範囲を精密に確定することなど決して考え

なかったし、そのことは、彼らの結合、彼らの安全、彼らの一様性にとって必要であり、彼らの自由にとってすらそうであった」が、グレンヴィルの施策を境に「統轄国の優位と従位国の自由という二つの非常に厄介な問題」が姿を現し、「実に政治よりもむしろ形而上学に属し、揺り動かされれば、これまで人間の叡智により組成されてきた最良の統治の基礎をぐらつかさずにはおかない、これらの煩わしい問題」³⁴⁾ が掻き立てられることになったとみなしている。

「全般的な不服従と印紙法に対する公然とした抵抗という大火が北アメリカで同時に炎を上げた。その結果、かの大いに重要な国中で正義の道筋および通商と航行とが全面的に停止し、その間イングランドの通商業者は、それまで感じたことのない恐ろしい不安の下にあった。」ロッキンガム内閣が宣言法を可決した上で印紙法撤廃案を動議したのはこうした由々しき状況の中でであったが、「その時の内閣の仕事は、明らかに……彼ら自身が望むままの手段ではなく、前任者が残した悪しき状況により絶対的に求められるような手段を採ることであった」。³⁵⁾

印紙法撤廃案はこのように宣言法を抱き合わせるによってどうにか可決されたわけであるが、両者の関係ないし宣言法の位置づけは如何か。これについて彼は、ロッキンガム内閣の方針を説明する形で、宣言法の制定を「その撤廃の予備行為」として措定し、印紙法撤廃案は「国制上の権利ではなく、便宜、衡平、寛大さ、ならびに航行および通商といった、ただ植民地が創設された、かの偉大な目的の現在および未来における真の利益という諸原理に基づき」³⁶⁾ 動議されたとする。明らかにこれは、印紙法撤廃問題が統治権ないし立法権の行使といった「煩わしい問題」を醸成させないよう意図したものである。と同時に、宣言法が制定されたのは、植民地に対し将来系統だって課税するのを認めるためではなく、植民地課税権が「神聖な信託」として保持され、「統御のための最後の急場において用いられる」ために、すなわち「帝国全体の首長、裁決者、指揮者とし

でのグレートブリテンの統轄的權威³⁷⁾を保持するためにであるとする。これは、課税権についてその常態的な行使を完全に否定することにより「統轄国の優位と従位国の自由という二つの非常に厄介な問題」に折り合いをつけようとしたものである。³⁸⁾

このことに触れてパークは、「この一切が法的思弁において調停されるかどうかは、取るに足りない問題である。それは政策において調停される」と述べている。「政治は人間の推論ではなく、人間の本性に適合せらるべきである。理性はその一部にしか過ぎず、決してその最大部分ではない」³⁹⁾という彼の有名な言葉はこうした文脈の中で語られるのだが、ここには抽象的な思弁を忌避・排除し、情況に最大限配慮しながら「慎重」に拠った政治・政策を行うという彼の基本スタンスが明確に表明されている。⁴⁰⁾

議会の諸権利や立法権の普遍性、あるいは一律な課税といった事柄について抽象的な思弁を弄するのは容易いことである。しかしながら、こと「偉大な王国の錯綜した経済や莫大な歳入……に関して、情況を一切顧みずに強制的な一様性を目指す試みや、事情を無視した、至高の権利についての厳格な実務的定義というのは、一切の企ての中でもっとも危険で現実離れしたものである」。なぜなら、様々な建築様式が渾然一体となって調和している古き建造物と同じように、経済と歳入とが「長きときを経る中、様々な偶発事により混交して一種の統一^{ポデ}体となっている」⁴¹⁾ことを考えたとき、そこに一定の明確な線引きを行うことなど理に適った話ではないからである。ゆえにパークは、「提示された賦課なり規制なりがそれにより影響を被りそうな人々の考えとどの程度符合するのか」、また「それ〔賦課なり規制なり〕が統治制度であれ財政制度であれ、先にある諸制度の真の精神とどの程度一致し、どの程度異なるのか」⁴²⁾検証することが重要であるとする。

とりわけ植民地課税について彼は、戦時にあっては軍隊を提供し、平時にあってはブリテンの在外機関の一部を負担しているアイルランドの事例

を引き合いに出しながら、そうした植民地は課税されずとも十分な利益を本国に対し給付しているとする。植民地によるこうした給付は「名目的には税ではないが、実質的にはあらゆる税を包括する」ものであり、植民地に対して課税すれば、それは二重課税ともなり、「衡平という点で酷烈であると同様、政策という点で誤りである」⁴³⁾と明確に論じている。

しかもアメリカ植民地は、本国から 3000 マイルも離れており、実効的な権力を及ぼすにはあまりに遠すぎる場所にある。植民地が議会の諸権限を拡大させ、「有益なる怠慢」の下に広範な自治・自由を享受しえたのもそのためである。加えて、そこに暮らす住民は、「イングランド人の、高尚にして自由な精神の、後裔」でもある。ここでパークは、アメリカという植民地の特異性、無二性をことさら強調している。「[アメリカという]対象は世界においてまったく新しく、二つとない。それは、成長して人間の記憶の中でこれほどまでに大きく重要になっている。歴史上それに類するものはない。」なれば、「単なる抽象的な統治原理」はいうに及ばず、「われわれ自身の古来の国制原理」に基づき推論したとしても、誤って導かれることしばしばであるのは理の当然であって、「いやしくも信頼できそうな、それについての推論はすべて、その実際的な情況から引き出されなければならない」⁴⁴⁾と、彼は述べている。

さすれば、そうした中でパークがもっとも重視する原理とは何か。それは、いうまでもなく、通商の原理である。彼はいう。「この新しいシステムにおいては通商の、人為的通商 (artificial commerce) の、原理が優位を占めなければならない。」⁴⁵⁾ また次のようにもいう。「この、植民地の商業上の交渉は、ある意味で創造された通商の新世界である。それはそれ自身が有する諸原理に基づく。諸原理は、強請的な歳入についての取るに足りない考慮のために危地に貶めるべきものでは全然ない。」⁴⁶⁾ しかし、ここでいわれる通商とは対等なそれをいうのではない。航行に使われるのはブリテンの船であり、河川を行き交うのはブリ

テンの商品である。アメリカの商人は名実ともに「われわれの受託販売人」に過ぎない。またアメリカの住民は「イングランドの資本でもって商売をし、航行し、耕作し」ているのであり、彼らが手にする利益はあくまで従属した利益に過ぎない。彼は、「資本を提供する者は、総じて、主に利益を手にする者に違いない。それに働きかける者は彼の側でもまた利益を手にする。しかし、われわれの植民地がそうであるように、彼は従属した仕方利益を手にするのである」⁴⁷⁾という。

このように、原理としてパークがもっとも重視する通商とは「統轄国」ブリテンと「従位国」アメリカとのそれをいうのであり、当然そこには規制ないし抑制が介在し、それを秩序づけることになる。彼がそれを「人為的通商」と呼ぶのもそのためである。彼にとってまさに通商とは「作為と抑制のシステム」⁴⁸⁾であり、それがために「自由の精神とはまったく性質の違う、多くの抑制によって保障されなければならないし、また抑制を強いるために強力な権威が主なる国になければならない」⁴⁹⁾しかしながら、通商が「作為と抑制のシステム」であるとしても、否、そうであればこそなおさら、規制なり抑制なりは十分に思慮されたものでなければならない。実際、グレンヴィル内閣の施策のように規制の上にさらに規制を重ね、植民地を過重なる抑制の下に置くといったやり方は、論理的筋道が如何に正しかろうとも、政策的には誤ったものといわざるをえない。

植民地貿易に関する諸規制についてパークは、「状況が必要とするよりも、多くも少なくもあるべきではなく、また複雑さにおいてそれ以上でも、それ以下でもあるべきではない」⁵⁰⁾とする。それは状況により必然的に決定されるのであり、あまりに度を越した規制や抑制は、ただ植民地貿易を紛糾させ、ひいてはその原理を破壊するだけである。まさにグレンヴィル内閣がそうで、厳格な刑罰でもってそうした規制や抑制を維持しようとしたがために、通商は急速に窒息寸前となった。これは、「統轄国」であるとの驕りから状況に対して最小限の考慮すら払われなかったことの結

果である。このことについて彼は、「われわれは、むしろ、われわれが植民地を多くの抑制の下に置いていることから、某かの方法によりわれわれの利害と調和しうるあらゆる恩典によって埋め合わせをするのは理に適っていると推論すべきである」⁵¹⁾と論じている。

「統轄国」が強圧的権力でもって「従位国」をむりやり従わせるような仕方はあまりに下策である。ましてアメリカとは 3000 マイルの距離にあり、そうした力押しは、自然と闘い、神意による秩序を征服しようとするようなものである。力押しが無理な以上、通商という原理の下に、「統轄国」と「従位国」の関係を結び続ける方がむしろ賢明であるが、そうであれば、当然それに見合った統治がなされなければならない。また彼は、次のようにもいう。「人々は彼らの気質や性向に適した仕方統治されなければならないし、自由な性格や精神を有する人たちは、少なくとも、こうした性格ならびに精神に幾ばくか腰を低めながら統治されなければならない。」⁵²⁾

この点で、アメリカ問題に関するパークの要点は、アメリカ植民地という「新世界」の形成にあたり、広範な自治・自由を従来通り許容する一方で、通商を基にしながら「統轄国」と「従位国」の関係を維持する方向に移行させることにあったことができる。彼は、印紙法危機に際して強力な軍事力により植民地を屈服させることはそれほど困難でなかったことを示唆する一方で、そうした勝利が、通商の途絶・破壊によって新たに生じたであろう損害とまったく見合うどころか、「果てしない大洋ではないかと案ずる、出費の新しい大洋」に乗り出すのを不可避にするとして、その愚を説いている。⁵³⁾そこには、7年戦争の結果、帝国の版図が拡大する中で、帝国の隅々にわたってグレートブリテンの国制を硬直的に適用していくことは實際上無理があるといった考えが伏在する。彼は、次のように論じている。「われわれには統治すべき一大帝国があり、……そのすべてがこの国に従属した状態に置かれている、おびただしい数の異質な統治機関から構成される。し

かるに、広範で入り組んだ通商業者の精神は、全体に行き渡り、国制や統治についてのあらゆる一般的な考えを常に制限し、しばしば制御する。それは重大にして困難な対象である。わたしは、われわれがそれを統御するに十分な叡智と落ち着きを正しくも有することを望む。その重要性は測り知れない。」⁵⁴⁾

このようにパークは、ロッキンガム内閣の政策を弁護し、称揚する中で、アメリカ問題に関する自らの考え、ないしは植民地政策の採りうべき方向性を開陳している。この点で『現在の国情論』は、単に同内閣の政策を弁護・称揚するだけでなく、それを越えて宣言法の制定ならびに印紙法の撤廃を自らの考えの下に整序し、もってアメリカ植民地との新しい関係を構築しようとするものであったといえる。と同時に彼は、ノックスのロッキンガム批判に単に反駁を加えるのではなく、印紙法撤廃の意味を再措定することを通じて、それまで抑制的たることを求められていたタウンゼンド諸法に対する批判を原理的に行ったともいうことができる。チャタム内閣の施策について彼は、「その静穏な時季をうまく利用するどころか、まさにその翌年彼らは、より小さな規模ではあるが、非常に荘重に非難されたものとまったく同質の施策に戻ることを選んだ。その結果は先そのそれと相応している」とした後、次のように論じている。「アメリカで歳入を上げることが目的とした1764年のシステムへの回帰、その結果起こった不満、これら不満の結果である植民地議会の全般的な停会、軍事力の使用ならびに目下植民地議会が直面している新しい危険な諸命令が、一様に良き結果を生み出すであろうか、大いに疑われうる。1766年の考えが取り戻され、しっかり追求されるまで、決してこの国と植民地は双方にとって真の重心たる自然な静謐を回復しえそうにもない。」⁵⁵⁾

5. おわりに

以上ここまで、タウンゼンド諸法危機に対する

パークの言説を、下院で行われた演説ならびに『現在の国情論』の中で展開された議論を中心にみてきた。その行論から彼がタウンゼンド諸法そのものに批判的であったことは明らかであるが、その発言は抑制的で、むしろ政府が採った政策の批判ならびに印紙法を撤廃したことの意味の再措定に力点を置くものであった。このことについては、本論の中でも述べたように、アメリカ植民地問題をめぐる当時の政治状況なりパークが置かれていた政治環境なりを十分に勘案する必要がある。1769年4月19日に行われたパークの演説についてラングフォードは、その頭注で、「幾分謎めいてはっきりしないパークの言」は1766年時の印紙法に対する酷烈な非難や1774年時の茶税に対する容赦のない攻撃と比べて「際だった対象をなす」⁵⁶⁾と書いている。そのこと自体に誤りはない。しかしながら、この時期の演説や著述を総体的に検証した場合、その趣は大きく異なる。

そのもっとも大きな特徴は、いうまでもなく印紙法撤廃についての度重なる言及である。その目的は、ロッキンガム内閣の施策を擁護・称揚するという以上に、それを通じてタウンゼンド諸法ならびに後継のチャタム内閣、グラフトン内閣時に採られたアメリカ政策を批判するところにあつた。このことは、それらを意識した『現在の国情論』の書き回しからも明らかである。これは、その言及が散発的・抑制的ではあるものの、議会がアメリカの状況にまったく無頓着である中でパークは継続してアメリカ問題に配意していたことを明瞭に示すものである。しかしながら、ここでより重要なのは、彼が印紙法撤廃の意味を再措定することを通じて「通商」を基にアメリカ植民地とのありうべき関係を再構築しようとしていたことである。そして彼のそうした志向は、1766年2月3日立法権の至高性に関する決議案が動議された際にそれに賛意する演説を行って以来、一貫したものであり、この時期に一定程度の完成をみたといえることができる。

注

- 1) 拙論, 2002, バークとアメリカ植民地問題: 1766-1770 [I] - 印紙法撤廃を中心に -, 立志館大学経営学会誌, 1; 87-101.
- 2) バークは, ロッキンガム内閣が更迭された直後, その内閣の治績を明らかにすることを目的に『前短命内閣についての簡易報告』(*A Short Account of a Late Short Administration*) を著している.
- 3) *Speech on American Taxation* (1774), in *The Writings and Speeches of Edmund Burke*, ed. by Paul Langford et. al., 10 vols. (Oxford: Clarendon Press, 1981-), vol. II (1981); p. 450. 中野好之編訳, 2000, バーク政治経済論集 - 保守主義の精神 -, 法政大学出版社, p. 136.
- 4) Stephen Conway, 1995, *The War of American Independence 1775-1783*, Edward Arnold, p. 11. ちなみに, 彼はノーフォーク式農法で有名な「蕪のタウンゼンド」(第2代タウンゼンド子爵)の孫で, 兄は, 1767年から1772年までアイルランド総督として「請負人」(Undertaker) と呼ばれる有力者の掌中にあったアイルランド議会の改革に腐心した第4代タウンゼンド子爵 (4th Viscount Townshend, 1724-1807).
- 5) 当初ニューヨーク議会が軍隊宿営法に従うのを拒絶したのは, それにより際限のない履行義務を負うことになるのではないかと恐れたことによる. 結局, 1767年6月ニューヨーク議会が軍隊を維持するに必要な経費を計上したため, 議会停会法は執行されなかったが, 当然このことは, 「軍隊宿営法に従わない植民地は自治権の縮小に直面する」ということを含意した. Francis D. Cogliano, 2000, *Revolutionary America 1763-1815*, Routledge, p. 39.
- 6) 当時, 駐留軍を維持するのに40万ポンド強の経費が必要とされており, その一部を植民地に負担させるためにタウンゼンドが考えたのが諸種の関税であり, 茶税を除いた彼の見積額は43,420ポンドであった. Robert J. Chaffin, 1991, The Townshend Acts crisis, 1767-1770, in *The Blackwell Encyclopedia of the American Revolution*, ed. by Jack p. Greene and J. R. Pole, Blackwell, pp.127-128. しかし当初の予定を変更して, 税収を総督他国王の官吏の給与に当てるとしたために, 植民地ではそれを突破口にパトローネージが拡大され, それによって自治・自由が著しく侵害されることになることと観念された. Stephen Conway, *op. cit.*, p.12.
- 7) Massachusetts Circular Letter to the Colonial Legislatures (11 February 1768), in *American Colonial Documents to 1776* (*English Historical Documents*, vol. IX.), ed. by Merrill Jensen, 1969, Eyre & Spottiswoode, p. 715. アメリカ学会訳編, 1951, 原典アメリカ史, 第二巻 (革命と建国), 岩波書店, pp. 113-114.
- 8) 1768年10月すでに指導力を喪失していたチャタムが辞任し, グラフトンがその後を継いだ, 対植民地強硬派の勢いは強く, アメリカ問題について決定的な解決策を見出せないまま内部崩壊し, 1770年1月グラフトンに代わって政権を担当することになったのがノースであった. なお, タウンゼンドは1767年9月に急死しており, その後はこのノースが大蔵大臣の地位にあった.
- 9) Francis D. Cogliano, *op. cit.*, pp.41-43を参照.
- 10) *Speech on Suspension of New York Assembly* (13 May 1767), in *op. cit.*, pp.58-59.
- 11) *Ibid.*, p.58.
- 12) *Ibid.*, p.59.
- 13) *Ibid.*
- 14) *Ibid.*
- 15) *Ibid.*, p.60.
- 16) *Speech on Townshend Duties* (15 May 1767), in *ibid.*, p.61.
- 17) *Ibid.*, pp.61-62.
- 18) *Ibid.*, p.62.
- 19) Conor C. O'Brien, 1992, *The Great Melody: A Thematic Biography and Commented Anthology of Edmund Burke*, The University of Chicago Press, pp.122-123, 125を参照. このときの演説に触れてライクは, 「しかしながら彼は, 議会において, 彼自身の党派において, あるいは植民地代理人の間でさえほとんど如何なる支持も得なかった」と論じている.

- Jerome R. Reich, 1998, *British Friends of the American Revolution*, M. E. Sharpe, p.28. またデリは、タウンゼンド関税に対してロッキンガム派は原理的に反対すべき理由を何一つ持ち合わさず、「他のたいていの人々と同様に、タウンゼンド関税がアメリカにおいて解き放った嵐のような抵抗に何の備えもなかった」とも述べている。John Derry, 1976, *English Politics and the American Revolution*, J. M. Dent & Sons Ltd, p.90.
- 20) Speech on Address (8 November 1768), in *op. cit.*, p.95, headnote.
- 21) *Ibid.*, p.95.
- 22) *Ibid.*
- 23) *Ibid.*, pp.96-97.
- 24) このことについて中野氏は、「実際は下院はイギリス国内で格別の立憲上の争点を生み出さず自分たちの懐も痛めないこのアメリカ課税案にはまったく無関心であった、というのが実情である」と述べている。中野好之, 1977, 評伝パークーアメリカ独立戦争の時代一, みすず書房, p. 192. また, この時期のブリテンの実際政治におけるアメリカ問題の比重については, Keith Perry, 1990, *British Politics and the American Revolution*, Macmillan, pp.65-66 を参照.
- 25) パークは, 1769年4月19日にもタウンゼンド関税について演説を行っている。この演説は, T. パウンル (Thomas Pownall, 1722-1805) がタウンゼンド関税の撤廃を暗に意図した委員会の設置を提議したのを機に行われたものである。その中で彼は、「もし問題が撤廃か施行かにあるならば, 撤廃することに何の疑いもない」としながらも, 「それは複雑に込み入った通商制度であり, われわれは今会期にそれを撤廃することはできない。撤廃することができないときに, それを喧しく論ずべきや否や」と論じている。Speech on Townshend Duties (19 April 1769), in *op. cit.*, p.232.
- 26) Speech on American Resolution (9 May 1770), in *ibid.*, p.326. ちなみに, この演説は, タウンゼンド諸法をめぐる政府の処理方法を非難する決議案の動議に際して行われた。
- 27) *Ibid.*
- 28) *Ibid.*
- 29) *Ibid.*, p.331.
- 30) 岸本広司, 2000, パーク政治思想の展開, 御茶の水書房, p.91. コーンもまた, 『「現在の国情」論』を「ためにパークが非常に良く知られている, 政治哲学書の最初の書」としているが, パークが同書を著した目的は「アメリカ問題を論ずることではなく, ロッキンガム派を擁護することであった」と述べている。Carl B. Cone, 1957, *Burke and the Nature of Politics: The Age of the American Revolution*, University of Kentucky Press, pp.173, 174-175.
- 31) ノックスの『現在の国情』については, 岸本, 同書 pp.82-85 を参照.
- 32) 「政党間の不一致は, 全体的にみて善悪いずれに作用しようとも, 自由な統治と不可分なものである。このことはあらゆる時代の一様な経験により確立されてきた, ほとんど議論の余地のない真理であると, わたしは信ずる」(*Observations on a Late State of the Nation*, in *op. cit.*, p.110.) との文言により書き始められていることから明らかなように, 政党そのものに関する議論も萌芽的に含まれることになる。この点でまた, 『「現在の国情」論』は, 1770年4月にロッキンガム・ウィッグの「政治綱領」として公刊され, それにより政党人パークの名を議会の内外において確固不動のものとした『現在の不満の原因についての考察』(*Thoughts on the Cause of the Present Discontents*) を準備するものでもあった。このことについては Carl B. Cone, *op. cit.*, p.175 を参照.
- 33) *Observations*, in *ibid.*, p.189.
- 34) *Ibid.*, p.188.
- 35) *Ibid.*, p.190.
- 36) *Ibid.*, p.195.
- 37) *Ibid.*, p.196. これについてパークはまた, 課税権の常態的な行使は植民地から「自由」を跡形もなく奪うとしてこれを否定する一方で, 「もしグレートブリテンがこの権利を剥奪されるならば, 帝国における統一と服従の原理はすべて永遠に消滅するだろう」(*Ibid.*) とも述べている。これは, 1766年2月3日立法権の至高性に関する決議案が動議された際に, それに賛意を表明するためにパークが行った演説

- 内の議論を踏襲するものである。拙論、前掲論文、94-95を参照。
- 38) ロッキンガム内閣は将来における課税権の常態的な行使について某かの考えを抱いていたがゆえに宣言法を制定したのではないとするパークの主張について、ラングフォードは「この重要な点は疑わしい」(*Ibid.*, p.195, n.2.)と述べている。この点で、むしろそうした考えは、ロッキンガム派の中であってパーク独自のものであったとすることができる。
- 39) *Ibid.*, p.196.
- 40) 岸本氏は、『「現在の国情」論』を「状況論に立脚したロッキンガム派の弁護論」と位置づけ、パークを「状況を最大限に考慮した思慮深い政策」の徹底的な主導者として描いている。岸本、前掲書、pp.94-99を参照。
- 41) *Observations*, in *op. cit.*, p.175.
- 42) *Ibid.* またここで彼は、「彼ら〔提示された賦課なり規制なりによって影響を被りそうな人々〕の傾向や先入見 (*habitudes and prejudices*) ですら厭わず考慮する」(*Ibid.*) ことの必要性も説いている。
- 43) *Ibid.*, p.176. アメリカ植民地についてもパークは、従属した仕方ですら「われわれの負担の一部を支払っている」(*Ibid.*, p.193.)と述べている。
- 44) *Ibid.*, pp.193-194.
- 45) *Ibid.*, p.194.
- 46) *Ibid.*, p.195.
- 47) *Ibid.*, p.193.
- 48) *Ibid.*, p.182.
- 49) *Ibid.*, p.194.
- 50) *Ibid.*, p.189.
- 51) *Ibid.*, p.194.
- 52) *Ibid.*
- 53) *Ibid.*, p.191.
- 54) *Ibid.*, p.194.
- 55) *Ibid.*, pp.198-199. 『「現在の国情」論』に触れてコニフは、「アメリカ問題についてパークは、ある種の相反的な論理を動力とする議論を提示した。アメリカに課税しようとする試みを原則的に拒否するよりも、彼は、実際性でもって始めた」と論じている。James Conniff, 1994, *The Useful Cobbler: Edmund Burke and the Politics of Progress*, State University of New York Press, p.189.
- 56) *Speech on Townshend Duties* (19 April 1769), in *ibid.*, p.231, headnote. この演説については、注 25) を参照。